

<報道発表資料>

.....

カテゴリー:県政一般

令和8年7月24日

市町村財政

令和8年度普通交付税の算定結果等について（市町村分）

令和8年度の普通交付税の交付額等が、7月24日に総務大臣により決定され、閣議報告されました。これに伴い埼玉県（市町村分）の普通交付税の交付額等が決定しましたので、お知らせします。

【ポイント】

- 埼玉県（市町村分）の普通交付税は、前年度（当初算定*）に比べて、約145億円多い（+7.0%）、2,209億9,226万2千円となり、8年連続で増加しました。
- 不交付団体の数は、前年度に引き続き、4団体となりました。
- 基準財政需要額（不交付団体を除く。）は、臨時財政対策債償還基金費が創設された影響や、給与改定や物価高への対応に要する経費の算定に伴う包括算定経費の増加などにより、前年度と比較して約741億円増加しました。
- 基準財政収入額（不交付団体を除く。）は、地方消費税交付金や市町村民税（所得割）、市町村民税（法人税割）、固定資産税が増加したことなどにより、前年度と比較して約593億円増加しました。
- 基準財政需要額の増加幅（+約741億円）が基準財政収入額の増加幅（+約593億円）を上回ったため、普通交付税は増加（+約145億円）する結果となりました。
- 臨時財政対策債は、前年度に引き続き、新規発行可能額がゼロとなりました。

* 令和7年度は12月に普通交付税の再算定が実施され、最終決定額は当初算定額から約350億円増加していますが、本資料では、令和7年7月の当初算定と比較をしています。

I 普通交付税・臨時財政対策債

1 本県（市町村分）の普通交付税交付決定額

(1) 交付決定額	2, 209億9, 226万2千円		
〔市分〕	1, 797億2, 046万9千円		
〔町村分〕	412億7, 179万3千円		
(2) 前年度比	+ 145億0, 295万2千円		+ 7. 0%
〔市分〕	+ 136億4, 277万0千円	(前年度比	+ 8. 2%)
〔町村分〕	+ 8億6, 018万2千円	(前年度比	+ 2. 1%)

2 本県（市町村分）の臨時財政対策債発行可能額

(1) 発行可能額	0千円		
〔市分〕	0千円		
〔町村分〕	0千円		
(2) 前年度比	0千円		—
〔市分〕	0千円	(前年度比	—)
〔町村分〕	0千円	(前年度比	—)

3 特 徴

- (1) 本県（市町村分）の普通交付税の交付決定額は、前年度と比較して約145億円の増となり、8年連続で増加しました。
- (2) 不交付団体の数は、前年度に引き続き、4団体となりました。
- (3) 臨時財政対策債の発行可能額は、前年度に引き続き地方財政計画において新規発行額が生じていないことから、ゼロとなりました。
- (4) 基準財政需要額（不交付団体を除く。）は、臨時財政対策債償還基金費が創設された影響や、給与改定や物価高への対応に要する経費の算定に伴う包括算定経費の増加などにより、前年度と比較して約741億円増加しました。

【基準財政需要額・主な要因】

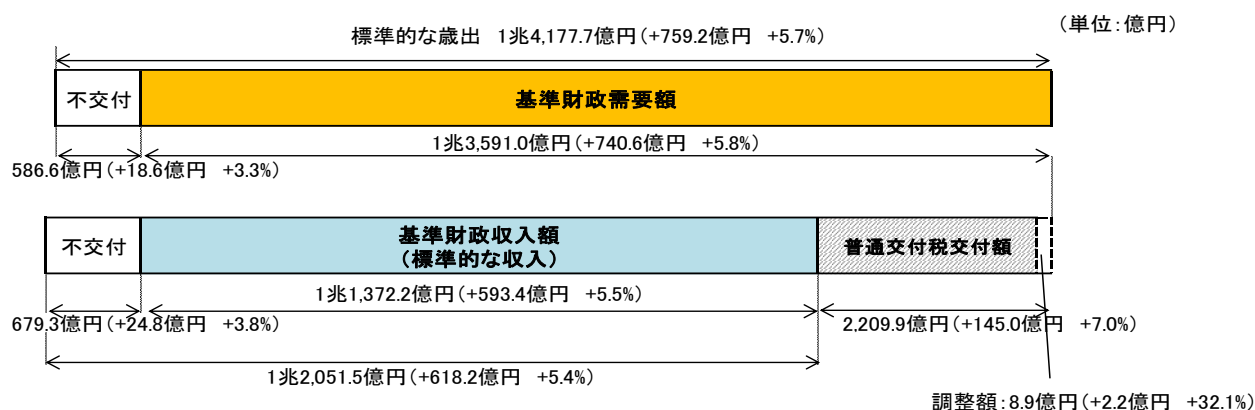
○ 臨時財政対策債償還基金費の創設*	: 前年度比 +	217億円
○ 包括算定経費（人口）	: 前年度比 +	83億円
○ こども子育て費	: 前年度比 +	67億円
* 臨時財政対策債の償還に要する経費の財源として、令和8年度に限り、臨時財政対策債償還基金費が創設された。		

- (5) 基準財政収入額（不交付団体を除く。）は、地方消費税交付金や市町村民税（所得割）、市町村民税（法人税割）、固定資産税が増加したことなどにより、前年度と比較して約593億円増加しました。

【基準財政収入額・主な要因】

○ 地方消費税交付金	: 前年度比 +	192億円
○ 市町村民税（所得割）	: 前年度比 +	166億円
○ 市町村民税（法人税割）	: 前年度比 +	88億円
○ 固定資産税	: 前年度比 +	65億円

【参考】普通交付税等のイメージ図（令和8年度・市町村分）



- ※1 普通交付税は、「基準財政需要額」（当該団体の標準的な歳出）から「基準財政収入額」（当該団体の標準的な収入）を差し引いた額について、国が交付するものです。
- ※2 調整額とは、普通交付税の算定上、各地方団体の財源不足額の合算額が普通交付税の総額を超える場合に、財源不足額の合算額を普通交付税の総額に合わせるために減額した額のことです。
- ※3 図の括弧内は対前年度（当初算定）比の数値となります。なお、端数処理のため、計算が合わない箇所があります。

4 不交付団体

令和8年度不交付団体（3市1町）

- 戸田市（昭和58年度から44年連続）
- 和光市（平成28年度から11年連続）
- 八潮市（令和4年度から5年連続）
- 三芳町（令和4年度から5年連続）

5 交付決定額の多い団体

- | | | |
|---|-------|---------------|
| ① | さいたま市 | 209億9,565万5千円 |
| ② | 春日部市 | 126億6,760万3千円 |
| ③ | 越谷市 | 90億2,897万8千円 |

II 地方特例交付金

1 地方特例交付金とは

国の制度変更等により、地方負担の増や地方の減収が生じた場合などに、特例的に交付される交付金のことです。不交付団体にも交付されます。

2 令和8年度に交付される地方特例交付金

(1) 個人住民税減収補填特例交付金

所得税で控除しきれない住宅ローン減税額を個人住民税から控除することによる地方公共団体の減収を補填するために交付されます。

(2) 軽油引取税減収補填特例交付金

軽油引取税の当分の間税率廃止による地方公共団体の減収を補填するために交付されます。

(3) 自動車税減収補填特例交付金

自動車税環境性能割の廃止による地方公共団体の減収を補填するために交付されます。

(4) 軽自動車税減収補填特例交付金

軽自動車税環境性能割の廃止による地方公共団体の減収を補填するために交付されます。

(5) 地方揮発油譲与税減収補填特例交付金

地方揮発油譲与税の当分の間税率廃止による地方公共団体の減収を補填するために交付されます。

3 埼玉県（市町村分）交付金の額

159億5,972万3千円

軽油引取税減収補填特例交付金、自動車税減収補填特例交付金、軽自動車税減収補填特例交付金、地方揮発油譲与税減収補填特例交付金が創設されたため、地方特例交付金の総額は、前年度と比較して78億9,631万5千円増加（+97.9％）しました。

（単位：千円、％）

	令和8年度	令和7年度	増減額	増減率
地方特例交付金	15,959,723	8,063,408	7,896,315	+ 97.9
個人住民税減収補填特例交付金※	7,119,176	7,627,186	△ 508,010	△ 6.7
軽油引取税減収補填特例交付金	3,046,619	—	3,046,619	皆増
自動車税減収補填特例交付金	4,093,706	—	4,093,706	皆増
軽自動車税減収補填特例交付金	1,073,558	—	1,073,558	皆増
地方揮発油譲与税減収補填特例交付金	626,664	—	626,664	皆増
定額減税減収補填特例交付金	—	436,222	△436,222	皆減

※住宅借入金等特別税額控除減収補填特例交付金から名称変更